

9 バイオマス利活用による地域循環システムの確立に向けた制度の充実について ～COP3 開催都市におけるバイオマスエネルギーを活用した先駆的な取組～ (環境省・農林水産省・資源エネルギー庁・国土交通省・総務省)

剪定枝、生ごみ等の廃棄物や林地残材などの生物由来資源であるバイオマスは、エネルギー（熱）利用しても大気中の温室効果ガスの増加には繋がらず、併せて化石燃料の抑制にも寄与する「脱温暖化」の切り札と言えるものであり、その利活用技術の開発と普及は、人類にとっての戦略的課題であります。

「京都議定書」に名を冠する京都市では、このバイオマスエネルギーの潜在的可能性にいち早く着目し、家庭や事業所から出る廃食用油を原料とした環境にやさしいバイオディーゼル燃料の実用化に向け、ごみ収集車や市バスへの使用、独自の燃料化施設の建設、燃料の暫定品質規格（京都スタンダード）の策定など、全国に先駆けた取組を進め、大きな成果を挙げて参りました。

さらに、バイオマスエネルギーの一層の利活用を目指し、生ごみのバイオガス化技術の実証実験などの取組も進めているところであり、廃食用油燃料化事業と並ぶ第二の柱として、生ごみ類のバイオマスからの水素生成による新エネルギーの活用を重要政策のひとつに位置づけて取り組んでいくこととしております。

今後は、バイオマス地域循環システムの構築を目指し、環境省や国内トップレベルのノウハウを持った京都大学との連携の下に、地域特性に応じたバイオマスの高度利活用技術の開発や実証に取り組みますとともに、その成果を国内外に発信することにより、先導的役割を果たして参りたいと考えております。

国におかれては、京都議定書目標達成計画の策定やバイオマス・ニッポン総合戦略の見直しに際して、バイオマスエネルギーの活用を重点項目に盛り込まれましたが、バイオマス利活用において先駆的な取組を推進する京都市から地域レベルでの一層の普及促進に向け、更なる制度の充実を要望します。

要望事項

- 1 バイオディーゼル燃料の品質安定化と適合車両開発促進などのための日本工業規格(JIS)の制定等
- 2 バイオマス利活用の推進に向けた支援制度の確立
 - (1) バイオディーゼル燃料の使用に伴う経済的な負担を軽減する等、更なる普及促進に向けた制度面での充実
 - (2) 地域の特色に応じたバイオマス利活用の総合的なシステム構築に向けた実証研究支援

主要要望先：環境省（地球環境局地球温暖化対策課） 農林水産省（大臣官房環境政策課資源循環室）
 資源エネルギー庁（石油流通課、新エネルギー対策課）
 国土交通省（自動車交通局技術安全部環境課） 総務省（自治税務局都道府県税課）
 京都市の担当課：環境局 適正処理施設部 施設整備課担当課長 中村一夫 TEL 075-212-8500
 環境局 循環型社会推進部 環境企画課長 瀬川道信 TEL 075-222-4091
 交通局 自動車部 技術課長 相田正雄 TEL 075-822-9155
 理財局 税務部 主税課長 加藤祐一 TEL 075-213-5202

<参考>

バイオディーゼル燃料化事業の全体概要

